**長野県電気工事業工業組合青年部会規約**

制定　昭和６３年４月２２日

改訂　平成　１年５月１０日

改訂　平成　６年６月２０日

　改訂　平成　８年６月　４日

改訂　平成３０年５月１５日

改訂　令和　５年５月１７日

（目　的）

1. この会は、将来を背負う電気工事業者の若きリーダーを中心として組織し、組合の健全なる発展を図るとともに企業の合理化、近代化及び高度化を推進するため、会員の研修と相互の連携を強め、これによって優れた組合指導者の成長を期し、業界の発展に大きく貢献することを目的とする。

（名　称）

1. この会は、長野県電気工事業工業組合青年部会（以下「会」という）と称する。

（事務局）

1. この会の事務局は、長野県電気工事業工業組合内に置く。

（支　部）

第４条　この会に次の５つの支部を設ける。

　　　　　　長野支部　　上田支部　　松本支部　　諏訪支部　　飯田支部

（事　業）

第５条　この会は第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　　１．組合運営の健全化に資する情報交換

　　　　２．会員のためにする各種研修会の開催

　　　　３．会員相互間の連携・事業・情報の交換

　　　　４．組合の振興に必要な建議・陳情・提言

　　　　５．その他、本会の目的達成に必要な提言

（会員資格）

第６条　本会の会員たる資格を有する者は、長野県電気工事業工業組合の組合員または、組合員の後継者、もしくは組合員が推薦する従業員とし、満48歳に到達した年の4月1日迄とする。

　　　　　　　　　尚、既に賛助会員への移行、または卒業されている方についての再加入は求めない。

（役　員）

第７条　本会に次の役員を置く。

　　　　（１）理事　　若干名

　　　　（２）監事　　２名

（役員の任期）

第８条　役員の任期は次の通りとする。

　　　　（１）理事　　２年

　　　　（２）監事　　２年

（役員の選任）

第９条　役員は総会に於いて選任する。

　　２．役員の選出は各支部の役員より行う。

（会長・副会長の選任）

第１０条　理事の内、会長を１名・副会長を若干名、理事会に於いて選任する。

　　２．会長の選出において立候補者がいない場合は次の支部順とする。上田支部・長

野支部・松本支部・諏訪支部・飯田支部

（会長・副会長の職務）

第１１条　会長は、この会を代表して業務を執行する。

　　２．副会長は会長を補佐し、会長に事故または欠員がある時は、その職務を代行す

る。

（顧問及び相談役）

第１２条　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

１．顧問は工業組合理事長をもって充てる。

　　２．顧問及び相談役は会長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

　　３．顧問及び相談役は、本会の事業の推進について助言することができる。

（総　会）

第１３条　総会は通常総会及び臨時総会とする。

　　２．通常総会は年１回開催し、臨時総会は理事会が必要と認めた時はいつでも開催

することができる。

　　３．総会の議決事項は次の事項とし、出席者の過半数で決するものとする。

　　　　（１）事業計画及び収支予算書の決定

　　　　（２）事業報告及び決算書の承認

　　　　（３）規約の制定及び変更

　　　　（４）その他、理事会に於いて必要と認める事項

　　４．総会は会長が招集し、議長は会長が出席者より選出する。

（理事会）

第１４条　理事会は、必要に応じて開催する。

　　２．理事会の議決事項は、本規約で定めるものの他次の事項とし、出席者の過半数

で決するものとする。

　　　　（１）総会に提出する議案

　　　　（２）その他業務の執行に関する事項

　　３．理事会は会長が招集し、会長はその議長となる。

（会計年度）

第１５条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（会　費）

第１６条　本会の運営に要する会費は、総会に於いて定めた会費及び工業組合の定める補助金並びに事業特別負担金をもって充てる。

（賛助会員）

第１７条　本会に賛助会員を置くことができる。

　　２．賛助会員は、永続的に本会事業の推進のための助言をすることができる。

　　３．会費については、終身会費とし、金額は総会に於いて定める。

（補　則）

第１８条　この規約に定めるものの他、細則で定める。

（付　則）

　　　　　この規約は、令和５年５月１７日より実施する。

**長野県電気工事業工業組合青年部会細則**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制定　昭和６３年４月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　改訂　平成２１年６月１０日

改訂　令和　７年５月１５日

（加　入）

第１条　本会に加入する時は加入申込書を提出し、理事会の承認を得て年会費を添えて加入するものとする。

（会　費）

第２条　本会は、規約第１６条により会費を徴収する。

　　　　会費の額は年会費１５，０００円とし、毎年５月末までに納入するものとする。

　　　　また、事業特別負担金は理事会にて決定する。

（脱　退）

1. 本会を脱退しようとする者は、脱退届を提出し理事会の承認を得なければならない。

（定例会合）

第４条　会員全体の定例会合は、原則として年１回とする。

(慶　弔）

第５条　本会は会員の慶弔に対し次の慶弔金を贈る。

　　　　( １) 会員が結婚の場合

　　　　　　　祝金･･･１０，０００円

　　　　(２)会員本人死亡の場合

　香典･･･１０，０００円

　　　　　　　花環･･･１０，０００円

　　　 （３）会員の配偶者及び父母の死亡

　　香典･･･１０，０００円

　　　 （４）その他については、理事会に於いて決定する。

（旅費交通費）

第６条　会を代表して関係外部に出向する時は、次の旅費交通費を支給する。

　　　　（１）交通機関を利用した実費

　　　　（２）その他については、理事会に於いて決定する。

（その他）

第７条　（１）この細則の改訂は、総会の承認を得なければならない。

　　　　（2）この細則は令和７年５月１５日より実施する。